

日時 場所 令和4年10月21日 午後2時 日光市役所本庁舎大会議室

出席農業委員 11名
1番 川村耕一 2番 手塚幸子 3番 高橋和子 4番 福田絹江
5番 斎藤敏夫 6番 加藤英利 7番 神山隆治 8番 増淵勝
9番 高橋久美子 10番 小池毅 11番 渡邊悦子

欠席農業委員 なし

出席推進委員 18名
12番 柏木武 13番 福田富美男 14番 大島一比古 15番 富田順子
16番 福田正明 17番 神山守 18番 村上隆 19番 酒主学
20番 星野由起夫 21番 西巻光次 22番 福田浩一 24番 吉原浩之
25番 福田重勝 27番 大島昭吾 28番 阿久津文枝 29番 大貫宣秀
30番 佐藤修一 31番 小倉政一

欠席推進委員 23番 柴田洋一 26番 福田隆夫

傍聴人 なし

- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第24号 農地法第4条の規定による許可書の交付について
- 第4 報告第25号 農地法第18条（通知）について
- 第5 議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第60号 日光農業振興地域整備計画の用途区分変更について
- 第7 議案第61号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更について
- 第8 議案第62号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第9 議案第63号 非農地証明願について
- 第10 議案第64号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
- 第11 議案第65号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について

河合誠一事務局長

皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、日光市農業委員会総会規則第5条第5項の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。

本日の出席委員は、農業委員11名中11名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。また、推進委員につきましては20名中18名の出席であります。本日の傍聴人はいらっしゃいません。

福田 絹江 議長

ただ今から、令和4年10月 日光市農業委員会総会を開会いたします。
本日の議事日程につきまして、河合事務局長に朗読させます。

河合 誠一 事務局長

(議事日程を朗読)

福田 絹江 議長

日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名をいたしたいと思っております。2番手塚幸子委員、6番加藤英利委員のご両名を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の福田主幹を指名いたします。

福田 絹江 議長

つづきまして日程第2「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし。」との声あり)

異議なしと認めます。よりまして、本総会の会期につきましては、本日1日限りとすることに決めます。

それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。

福田 絹江 議長

日程第3、報告第24号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任お願いします。

川村 光代 主任

報告第24号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。先月の4条申請は2件ございました。許可書につきましても2件交付いたしました。申請人、土地の所在等は総会資料のとおりです。総会審議日は令和4年9月21日。なお、1番につきましては3,000㎡以上の案件ということで、栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取をいたしまして、許可相当との意見をいただいております。許可日および指令番号につきましては、1番が令和4年9月28日、日農委指令第4-8号で許可書を発行しております。2番につきましては、令和4年9月21日、日農委指令第4-7号で許可書を発行しております。以上でございます。

報告ではございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

それでは次に移ります。

福田 絹江 議長

日程第4、報告第25号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(鯉沼慶主査挙手)

はい、鯉沼主査お願いします。

鯉沼 慶主 査

報告第25号 農地法第18条(通知)について、ご説明いたします。

総会資料は、2ページから4ページとなります。

本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸し人、借り人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。件数は25件で、申請番号1番から3番が市農業公社扱いの利用権の解約、申請番号4番、5番が農地中間管理事業の賃貸借の解約となります。

以上ご報告いたします。

これもご報告でございますが、何かご質問等ございましたらお受けします。

(「なし。」との声あり)
よろしいですか。
(「はい。」との声あり)
ないようですので次に移ります。

福田 絹江 議長

日程第5、議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。今月の現地調査は、鳥獣害対策部会が担当しております。増渚部会長から全体の説明をお願いします。

(増渚勝農業委員挙手)
はい、増渚部会長。

増渚勝農業委員

今月の議案の現地調査は10月19日に、鳥獣害対策部会が2班体制で行いました。1班が神山隆治委員、阿久津文枝委員、事務局から河合事務局長、福田主幹が同行しました。2班は大貫宣秀委員、佐藤修一委員、福田会長、事務局から鯉沼主査、川村主任が同行しました。担当委員ですが、議案第59号、農地法第3条の1番、2番については、神山委員、3番は阿久津委員、議案第61号1番は大貫委員、議案第62号の5条申請1番は大貫委員、2番は佐藤委員、3番は神山委員、4番は阿久津委員、5番は大貫委員、6番は佐藤委員、議案第63号、非農地証明願の1番は私、増渚が担当しました。それぞれ担当委員がご報告いたしますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(神山隆治農業委員挙手)
はい、神山委員。

神山隆治農業委員

私は、議案第59号の1番を担当いたしました。本申請は日光市栗原地内における親子間の贈与による3条申請です。4筆あります。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。位置図による説明です。栗原交差点から西へ390メートルから780メートルに位置した場所周辺に申請地があります。案内図です。栗原交差点を北へ80メートル進み左折して300メートル道なりに進み左折して60メートルのところに1筆あります。そこからさらに道なりに西へ400メートル進んだ周辺に3筆あります。公図です。申請地は4筆あり、登記簿、現況ともに2筆は田、2筆は畑です。●●番ですが、草が茂っていて農機具がおかれていました。●●番ですが、稲刈りが終わりきれいになっていました。●●番は、畑として利用されブルーベリーや柿の木が植えられていました。一部廃材がおかれていましたが、譲受人は撤去して、農業を営みたいということです。●●番には獣害防止のため周囲にネットを設置してありました。ピーマン、いんげん、トウガラシが作付けされました。譲受人はトラクター、田植え機、コンバインを1台ずつ所有しています。申請地は自宅周辺にあり、今までどおり水稻及びにらを作付けする計画です。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について増渚部会長から報告をお願いします。

(増渚勝農業委員挙手)
はい、増渚部会長。

増渚勝農業委員

この案件は親子間の贈与による3条申請になります。●●番の土地には一部廃材がありますが、片づけてきれいにするということなので問題ないと思います。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(柏木武推進委員挙手)

柏木武推進委員

はい、柏木委員。

●●番の土地ですが、以前からこのようになっているので、ここを耕して田にすることは考えにくいかなと思います。●●番の土地にもコンバインが20年くらい置いたままになっておりまして、譲受人の息子さんは農業をやっているのを見たことがありませんので心配しております。その辺のこともふまえてご審議をお願いします。

(大島一比古委員挙手)

大島一比古推進委員

はい、大島委員。

農地として使えるか使えないかを判断するものなので問題はあると思います。この間も同じような案件がありました。ただ、本人が農地として利用すると言っていますので増渚委員が言ったようにやむを得ないと思います。

福田絹江議長

皆さんからいろいろご意見をいただきました。申請者が農地として利用するという意思を伝えていますので、検討していただいて採決に移ってよろしいですか。

(「はい。」との声あり)

それでは、質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして番号2番について担当委員の報告を求めます。

(神山隆治農業委員挙手)

神山隆治農業委員

はい、神山委員。

私は、議案第59号の2番を担当いたしました。本申請は日光市栗原地内における20年間の使用貸借による3条申請です。貸し人、借り人、申請地等は資料のとおりです。位置図による説明です。栗原交差点から西へ400メートルに位置しています。案内図です。栗原交差点から西へ230メートル進み右折してすぐ左折して180メートルのところに申請地があります。登記簿、現況ともに田です。1筆のように見えますが、2区画に分かれています。稲を刈ってきれいになっていました。今回の申請は兄弟間の使用貸借です。譲受人は番号1番と同じ方ですので省略させていただきます。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えますのでご審議の程よろしく願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について増渚部会長から報告をお願いします。

(増渚勝農業委員挙手)

増渚勝農業委員

はい、増渚部会長。

この案件は兄弟による20年間の使用貸借の申請です。農地も適切に管理されていますので問題ないと思います。ご審議の程宜しく願いいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(川村耕一農業委員挙手)

川村耕一農業委員

はい、川村委員。

兄弟間の使用貸借ですが、無償ですか。

(河合誠一事務局長挙手)

福田絹江議長

はい、河合事務局長。

河合誠一事務局長

使用貸借ですので金銭の授受は発生しません。

福田絹江会長

ほかに質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号2番について、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。

(阿久津文枝推進委員挙手)

はい、阿久津委員。

阿久津文枝推進委員

私は、議案第59号の3番を担当いたしました。本申請は日光市湯西川地内における売買による3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。位置図による説明です。湯西川地区センターから南東へ450メートルに位置しています。案内図による説明です。西川地区センターから北東へ100メートルほど進み右折し、道なりに650メートルほど進んだところに申請地があります。公図です。登記簿、現況ともに畑です。草が茂っておりましたが、刈れば作付けができると思います。周囲はほとんど畑です。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族3人で季節の野菜等を作付けしております。申請地は譲受人宅の近くにあり、農地取得後も野菜の栽培を行う予定です。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について増淵部会長から報告をお願いします。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵部会長。

増淵勝農業委員

以前、譲受人が今回の申請地の近くの畑を相続し、きれいに管理をしておりますので、今後も申請地を適切に管理するものと思われまます。許可することに何ら問題はないと思われまますのでご審議の程宜しくお願いいたします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号3番について、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号3番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

日程第6、議案第60号「日光農業振興地域整備計画の用途区分変更について」を議題といたします。番号1番について担当委員の報告を求めます。

(大貫宣秀委員挙手)

はい、大貫委員。

大貫宣秀推進委員

私は、議案第60号の1番を担当いたしました。本申請は原宿地内におきまして、直売所及び駐車場として利用する用途区分変更申請です。申出人・所有者及び申出地等は資料のとおりです。位置図による説明です。原宿交差点から南へ175メートルに位置した場所です。案内図です。原宿交差点から南へ180メートル進んだ左側に申請地があります。公図の説明です。2筆ありますが、登記簿地目、現況ともに田です。周囲の状況は東側は父所有の田、西側は宅地、南側が道路、北側は青地と水路です。土地利用計画です。申請地を直売所と駐車場に利用する計画で杭打ちがしてありました。建築面積28.98平米の直売所と15台分の車両駐車スペースと駐輪場スペースを設ける計画です。これは南側の道路から、こちらは南東か

ら撮った写真です。申請人は、所有者である父と食用米約2千アール、そば100アール等を生産している専業農家です。今般事業拡大のため、栽培した作物を直に販売したく計画しており、そのため申出地を父より借り受け、直売所及び駐車場として利用したく申し出るものです。場内砂利敷とし雨水排水は敷地内浸透処理します。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えますのでご審議をよろしく願いたいいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告をお願いします。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵部会長。

増淵勝農業委員

申請人は父の所有の農地を借り受けして、直売所と駐車場をつくる計画です。何ら問題はないと思われまますのでご審議の程願いたいいたします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤委員。

加藤英利農業委員
大貫宣秀推進委員

水道とかトイレはないのですか。

行政書士、申請人、申請人の奥様が立ち会ったのですが、その時は「給排水はありません。」ということでした。こちらに、申請人のお父さんの所有の土地・建物があります。確認はしておりませんが、おそらくこちらにある水道やトイレを利用するのだと思います。

福田 絹江 議長

ほかにご質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、原案のとおり『変更妥当』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『変更妥当』することに決しました。

福田 絹江 議長

日程第7、議案第61号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更について」を議題といたします。番号1番について事務局の説明を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

川村光代主任

議案第61号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」ご説明いたします。当案件は公衆浴場の建築を目的として平成10年1月28日付けで転用許可を受けまして、所有権移転登記まで済ませておりますが、当時の譲受人が資金不足により建築は行わず、地目が田のまま現在に至っております。今回、承継者が申請地を譲り受けて貸駐車場を作りたく事業計画変更申請がありましたので、承継者及び転用目的の変更をするものであります。なお、事業計画変更後の5条許可申請が、議案書8ページの4番にございますのでよろしくお願いいたします。こちらは用途区分変更の時の写真です。こちらは月日に事務局で撮影し、何ら変更がないことをご報告いたします。

(河合誠一事務局長挙手)

はい、河合事務局長。

福田 絹江 議長
河合誠一事務局長

総会資料の登記簿地目、現況地目が畑と印刷されておりますが、田の誤りでございます。大変失礼いたしました。

福田 絹江 議長

何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号2番については、原案のとおり『許

可』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番は、原案のとおり『許可』とすることに決しました。

福田 絹江 議長

日程第8、議案第62号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更について」を議題といたします。番号1番について担当委員の報告を求めます。

(大貫宣秀推進委員挙手)

はい、大貫委員。

大貫宣秀推進委員

私は、議案第62号の1番を担当しました。本申請は、小代地内におきまして、売買により太陽光発電設備を目的として転用する案件です。譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。位置図の説明です。落合中学校から北東へ350メートルに位置します。案内図です。落合中学校から東へ300メートル進み、左折して300メートルのところに申請地があります。公図です。登記簿地目、現況ともに畑です。周囲の状況は東側が道路、西側が宅地、南側は宅地、北側は雑種地です。土地利用計画図です。一部宅地が入っておりましてこちらまで使って太陽光発電設備を設置する計画です。隣接する雑種地には太陽光発電設備が設置されております。許可後、受け人が買い受け太陽光発電事業を行うということです。申請人の●●は、資本金100万円の会社で事業資金は融資で賄い金融機関の融資証明書が添付されております。許可後、来月20日頃から工事を開始し、年内に完了したいとのことです。雨水は敷地内浸透処理します。給排水はありません。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えますのでご審議をよろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について報告を願います。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵部会長。

増淵勝農業委員

売買により太陽光発電設備を目的として転用する案件です。先ほど砂利があった所は、宅地になっておりますので何ら問題はないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤委員。

加藤英利農業委員

周りはどのようになっていますか。

大貫宣秀推進委員

周囲に1.2メートルのフェンスを設置するということです。

福田 絹江 議長

他に質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ないようですので質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号2番について担当委員の説明を求めます。

(佐藤修一推進委員挙手)

はい、佐藤委員。

佐藤修一推進委員

私は議案第62号の2番を担当いたしました。本申請は、日光市手岡地内におきまして、1年間の賃貸借により鹿沼土採取を目的とした一時転用の案件です。譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。位置図です。手岡公民館から北東190

メートルに位置します。案内図です。手岡公民館から北東へ道なりに170メートル進んだ左手に申請地があります。公図です。登記簿地目、現況ともに田です。周囲の状況は東側が道路、西側が田と山林、南側は宅地、北側は山林です。現地には譲渡人、譲受人3名が立ち会いました。境界に印がついておりました。周囲には防護ネットを張って安全策を講じるとのことでした。埋め戻しの土は、譲受人が所有する山の土を使うとのことでした。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えますのでご審議をよろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について報告をお願いします。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵部会長。

増淵勝農業委員

周囲には防護ネットを張って安全策を講じ、給排水はないということです。許可することに何ら問題はないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号2番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。

(神山隆治農業委員挙手)

はい、神山委員。

神山隆治農業委員

私は、議案第62号の3番を担当いたしました。本申請は、日光市大桑町地内におきまして、売買により建築条件付分譲地を目的として転用する案件です。譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。位置図です。豊岡児童館から南西60メートルに位置します。案内図です。豊岡児童館から南西へ67メートル進んだところに申請地があります。登記簿地目、現況ともに田です。周囲の状況は東側が宅地、西側が宅地、南側が駐車場、北側が宅地です。南側から北に向かって農業用の用排水路がありました。土地利用計画です。譲受人の会社は宇都宮市に本店を置き不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理を主な業務とする資本金1,000万円の株式会社です。今回申請地を買い受け建築条件付き住宅用地として利用したく申請するものです。申請地には杭が打ってありました。給排水は公共の上下水道を利用します。雨水は敷地内浸透処理とします。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えますのでご審議をよろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長より報告をお願いします。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵部会長。

増淵勝農業委員

第3種農地です。許可することに何ら問題はないと考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号3番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号3番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。
(阿久津文枝推進委員挙手)

はい、阿久津委員。

阿久津文枝推進委員

私は、議案第62号の4番を担当いたしました。先ほどの事業計画変更の案件と同じになります。本申請は、日光市鬼怒川温泉大原地内におきまして、売買により貸駐車場を目的として転用する案件です。譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。申請地は東武鉄道小佐越駅から西70メートルに位置します。案内図です。東武鉄道小佐越駅から212号線を鬼怒川温泉方面へ60メートル進んだ最初の信号を左折し、踏切を渡り左折して50メートルのところのT字路を右折して70メートルのところに申請地があります。登記簿地目、現況ともに田です。周囲の状況は東側が山林、西側が雑種地、南側は宅地、北側は道路です。土地利用計画図です。土地利用計画です。申請地に14台分の駐車スペースを設ける計画です。現地には、譲渡人が東京の方なので今市のコンサルタント会社の方が代理人として、また、譲受人の申請代理人の業者の担当者が立ち会いました。隣接する土地は、公衆浴場として利用する予定でしたが変更となって貸社員寮が建ってありました。雨水は砂利敷部分は敷地内浸透処理します。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えますのでご審議をよろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長より報告を願います。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵部会長。

増淵勝農業委員

許可後の事業計画変更申請に係る5条申請です。何ら問題はないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号4番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号4番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号5番について担当委員の報告を求めます。
(大貫宣秀推進委員挙手)

はい、大貫委員。

大貫宣秀農業委員

私は、議案第62号の5番を担当いたしました。本申請は、日光市千本木地内におきまして、売買により一般住宅を目的とし転用する案件です。譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。日光市役所から南西770メートルに位置します。案内図です。日光市役所前の交差点を西へ道なりに770メートル進みJRの線路をくぐり、さらに200メートル進み左折して80メートルのところに申請地があります。登記簿地目、現況ともに田です。周囲の状況は東側及び西側が田、南側が水路、北側が市道と田です。写真は北側から撮った写真です。土地利用計画です。敷地内に建築面積89.84平米の二階建て住宅と車両駐車スペースを設ける計画です。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は敷地内砂利敷とし敷地内浸透処理します。こちらの境界にはコンクリートの土留めをする計画です。申請人は現在日光市平ヶ崎のアパートに妻と子2人と暮らしていますが、手狭なため、申請地を譲

り受け住宅を建築し、一般住宅敷地として利用したく申請するものです。現地には申請人の奥様と行政書士が立ち会いました。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えますのでご審議をよろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長より報告をお願いします。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵部会長。

増淵勝農業委員

写真の左下に見えるコンクリートですが、これは前の所有者が、作ったということです。証明することに何ら問題はないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(小池毅農業委員挙手)

はい、小池委員。

小池毅農業委員

北側の部分が残ってしまいますが。

大貫宣秀推進委員

行政書士のお話ですが、売却するお考えだそうです。

福田 絹江 議長

他に質問はございませんか。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号5番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号5番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号6番について担当委員の報告を求めます。

(佐藤修一推進委員挙手)

はい、佐藤委員。

佐藤修一推進委員

私は、議案第62号の6番を担当いたしました。本申請は、針貝地内におきまして、1年間の使用貸借により農地改良を目的として一時転用をする案件です。貸し人、借り人及び申請地等は資料のとおりです。申請地は針貝交差点から北東1.6キロメートルに位置します。案内図です。針貝交差点から東へ900メートル進み、左折して道なりに750メートル進み右折して300メートルのところ申請地があります。面積は1万1932平方メートルで1町歩以上の土地です。1辺の長さが約200メートル、横の長さが約50メートルです。登記簿地目は原野、現況は田です。周囲の状況は東側が山林、西側が田、南側は宅地、北側は道路です。現地には測量士の方1名が立ち会いました。図面のとおり1、5メートル盛土をして畑として利用したいということです。境界には4ヶ所に杭打ちがしてありました。写真を見ればわかるとおり、10年近く耕作をしていなかったということから立木が生えており、セイタカアワダチソウなどの雑草が背丈ほどの高さに茂っておりました。農地として再利用できるのかどうかということをお話の方にお話をしました。測量士も測量するのが大変だったということです。そのようなことから、農地として利用する計画を書面で提出していただきました。読み上げます。「畑として使用する際は全体面積の4分の3の7、592平方メートルはソバをつくり、残りの2、731平方メートルは普通畑としてネギ、ハクサイ、ジャガイモを作付けしたいと考えております。」という内容です。畑ですので取水はせず、雨水は自然地下浸透ということです。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えますのでご審議をよろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長より報告をお願いします。

増 淵 勝 農 業 委 員

福 田 絹 江 議 長

小 池 毅 農 業 委 員

河 合 誠 一 事 務 局 長

小 池 毅 農 業 委 員

佐 藤 修 一 推 進 委 員

小 池 毅 農 業 委 員

佐 藤 修 一 推 進 委 員

福 田 絹 江 議 長

吉 原 浩 之 推 進 委 員

福 田 絹 江 議 長

大 島 一 比 古 推 進 委 員

河 合 誠 一 事 務 局 長

大 島 一 比 古 推 進 委 員

福 田 絹 江 議 長

福 田 絹 江 議 長

(増 淵 勝 農 業 委 員 挙 手)

はい、増淵部会長。

見てのとおり草ぼうぼうですが、書面もいただいておりますし、農地改良を行って、立派な農地になるかと思えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(小池毅農業委員挙手)

受け人は個人の方ですが、どのような方なのでしょうか。

土木工事業を営んでいる方です。

残土をもってきて入れて、表土は使えないですよね。

埋め戻しの土は公共事業で使っている土を持ってくるという説明でした。一度刈り払いをして、下土が見えるような状態になると思いますが、それから盛土をするという説明でした。

使用貸借だから金銭のやり取りがないということですよ。

はい。

立派な広い農地によみがえるということです。農地になったところで何も作付けしないでこのような状態になっては困るということなので、どのように利用するのかという計画書をいただいたところですよ。

(吉原浩之推進委員挙手)

はい、吉原委員。

ここの圃場は非常によく知っています。隣りが私の山林です。確か10数年前に砂利を採取して、表土を戻し、実際には水田じゃなくて何かを作ろうとしたんですが、結果的に水はけが悪くて結果的にこのような状況になってしまったと聞いています。当時、複雑な状況があったということを知っていますが、今回●●さんという方が塩谷町で土建業を営んでいるということで、怪しい土を持ってくるわけではないと思います。●●さんは、農業をやっているわけではないのですが、良い状況の圃場に戻ればなにか作れるのかなと思います。実際、砂利採取をした所は何年も水はけが悪い状態ということなので、若干気になる場所です。たまたま隣接地なので情報を共有できればと思います。

農地改良が済んだ暁にはよく見ていただきたいと思います。

(大島一比古推進委員挙手)

はい、大島委員。

搬入する土については、栃木県も熱海の土砂災害から規制に入ると聞いています。日光市でも、規制が強くなるということはあるのでしょうか。

条例についてまだ詳しいことは申し上げられませんが、規制が厳しくなるということは聞いており、検討されているようです。この案件の事業計画書には「特定事業、盛土条例の許可の取得」ということが明記されています。搬出、搬入の土については許可に基づくものということが計画書に明記されていることは間違いございません。

今後は搬入する土について、かなり厳しくなるようです。

他にご質問はございませんか。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号6番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よりまして、番号6番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

日程第9、議案第63号「非農地証明願について」を議題といたします。番号1

番について担当委員の報告を求めます。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵委員。

増淵勝農業委員

私は、議案第63号の1番を担当しました。本申請は、日光市所野地内において原野として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。願出地は、日光市所野地内、コンビニから北東へ約120メートルに位置した場所です。案内図です。所野の県道沿いのコンビニそばの交差点から北東へ80メートルほど進んだ右手に願出地があります。登記簿地目は田、現況は原野です。周囲の状況は、東側は原野、西側は道路、南側・北側は原野です。現地には行政書士が立ち会い、杭打ちがしてありました。願出地は平成3年に西側に広域農道が施工され、更に建設発生土砂を埋立したことで農耕用道路が消失、その後原野化し現在に至っております。昭和63年撮影の空中写真が添付されておりますので、30年以上経過しております。証明することに問題はないと考えます。ご審議をお願いしたいと思います。

福田絹江議長

ありがとうございました。部会長が担当でご報告をいただきました。それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ないようですので質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長

日程第10、議案第64号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(鯉沼慶主査挙手)

はい、鯉沼主査。

鯉沼慶主査

議案第64号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について、ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。今月は、所有権移転の案件がございます。ではまず、所有権移転の案件になります。総会資料は11ページとなります。今月の件数は1件で、面積合計は4筆で5千404平方メートルとなります。譲渡人、譲受人の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ご質問はございませんか。

(川村耕一農業委員挙手)

はい、川村委員。

川村耕一農業委員

栃木県農業振興公社が譲受人となっておりますが、この後受ける人は決まっていますか。

はい。この後申請が出る予定です。

ほかにご質問はございませんか。

鯉沼慶主査

(「なし。」との声あり)

福田絹江議長

ご質問がないようですので質疑を終結し採決いたします。議案第64号について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして議案第64号については、この原案のとおり『決定』することに決しました。

福田 絹江 議長

日程第11、議案第65号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

（鯉沼慶主査挙手）

はい、鯉沼主査。

鯉沼 慶主 査

議案第65号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について、ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議を求められています。総会資料は12ページになります。件数は1件で、面積合計は3筆で4千187平方メートルとなります。設定をする者（貸し人）、設定を受ける者（借り人）の住所、氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

説明が終わりました。何かご質問等がございましたらお受けいたします。

（「なし。」との声あり）

ご質問がないようですので質疑を終結し採決いたします。議案第65号について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よりまして議案第65号は、原案のとおり『決定』することに決しました。

福田 絹江 議長

以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これをもちまして、令和4年10月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後4時13分

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

2 番 委 員

6 番 委 員